

第477回（定例）福崎町議会会議録

平成30年3月26日（月）

午前9時30分 開 会

1. 平成30年3月26日、第477回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 松岡秀人 | 8番 | 山口純 |
| 2番 | 柴田幹夫 | 9番 | 牛尾雅一 |
| 3番 | 三輪一朝 | 10番 | 富田昭市 |
| 4番 | 北山孝彦 | 11番 | 小林博 |
| 5番 | 前川裕量 | 12番 | 石野光市 |
| 6番 | 河嶋重一郎 | 13番 | 城谷英之 |
| 7番 | 木村いづみ | 14番 | 高井國年 |

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

| | | | |
|-------------|------|---------------|------|
| 町 長 | 橋本省三 | 副 町 長 | 尾崎吉晴 |
| 教 育 長 | 高寄十郎 | 技 監 | 村上修 |
| 公 営 企 業 参 事 | 近藤博之 | 会 計 管 理 者 | 木村千晴 |
| 総 務 課 長 | 山下健介 | 企 画 財 政 課 長 | 吉田利彦 |
| 税 務 課 長 | 尾崎俊也 | 地 域 振 興 課 長 | 松田清彦 |
| 住 民 生 活 課 長 | 谷岡周和 | 健 康 福 祉 課 長 | 三木雅人 |
| 農 林 振 興 課 長 | 松岡伸泰 | ま ち づ く り 課 長 | 福永聡 |
| 社 会 教 育 課 長 | 大塚久典 | 学 校 教 育 課 長 | 岩木秀人 |

1. 議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論、採決
第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論、採決
第 5 閉会中の所管事務調査申出

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数などをお示しの上、
質疑していただきますようお願いいたします。
質疑はありませんか。

1 1 番 最近のニュースで年金関係の情報処理が十分に管理をされていなくて、いつの間にか外国にまで委託をされていたという話がありましたけど、それはそれとして、大変管理の行き届かないこと、けしからんことだというふうに思いますが、福崎町も電算機の処理業務の委託というのは、もう予算書の各項目でたくさん出てくるわけで、その額は相当な額になると思うのですが、それを委託された先が2次、3次下請等、どのようにやられておるのかおらないのか、それらの把握は十分にできておるのでしょうか。住民の皆さんに、安心してくださいと、個人情報もしっかりと守られておりますというふうに言えるだけのことはされておるのでしょうか。

企画財政課長 委託した先が2次下請というような事象というのは余りございません。機器等を購入した際には、その機器と関連のあるシステム会社が入ることはございます。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
3月6日の本会議2日目において、議案20件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされて、議長宛てに審査報告書が提出されております。
各委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

まず、予算審査特別委員長の報告を求めます。

事務局に審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に説明を求めます。

予算審査特別委員会、城谷委員長。

城谷予算審査特別委員長 皆さんおはようございます。

予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

本定例会2日目、3月6日に設置されました予算審査特別委員会の委員長に私、城谷英之、副委員長に山口純議員が選出されました。予算審査特別委員会に付

託されました議案は7件で、3月7日、3月8日、3月12日の3日間にわたり慎重審議をし、審査を行いました。

3月12日に、福崎駅周辺、桜地区の上池、田原幼稚園、川すそ雨水幹線を現地視察いたしました。

審査の結果につきましては、先ほど事務局朗読のとおり。なお、予算審査特別委員会委員は議長を除く全員でありますから、質疑や答弁についてはご承知のことと存じますので、特に報告すべきものを報告させていただきます。

まず最初に、議案第14号、平成29年度一般会計予算の概要について、委員から「歳出性質別内訳の物件費にはどのようなものが含まれるのか。また、増加傾向にあるが、その要因は」という問いに対し、「決算統計上は正確に示されていませんが、人件費や維持補修費、扶助費、建設事業費、これら以外のものを物件費としています。増加の要因としては、システム関連の費用の増加が挙げられます。また、給食センターが委託業務となりましたので、人件費が物件費に置き換わったことなども大きな要因です」という答弁がありました。

また、「財政調整基金の金額について、どのように捉えているのか」という問いに対し、「財政調整基金は近年、6億9,300万円から13億円というふうに積み増しをして体力をつけてきています。予期しない歳出である災害等においても、多少なりとも対応できる金額は保持しているものだと思っています」との答弁がありました。

歳入では、「給食費はどんな予算を組んでいるのか。また、給食費の月別の単価は幾らになる予定か」という問いに対し、「給食納付金には四つの項目があります。児童生徒給食費納付金は、認定こども園の1号認定と私立認定こども園の1号認定を含む部分です。教職員等給食費納付金は、私立こども園と公立こども園の分です。児童生徒給食費納付金は滞納繰り越しの分です。給食事業諸経費納付金は、私立のこども園から電気代、水道代、消耗品代等、給食センターでかかった費用について按分して、年度末に納付をしていただいているもので、単価については、小学校4,200円、中学校1・2年生は4,800円、中学校3年生は4,500円、認定こども園については2,350円です」との答弁がありました。

また、「町債の交付税措置率はどれくらいになっているのか」という問いに対し、「水道事業会計出資事業につきましては50%、農業農村整備事業につきましては公共事業等債22.2%、災害関連整備事業（ため池等整備事業）は、公共事業等債50%、地方創生推進交付金事業（観光振興）は一般補助施設整備事業で30%、企業会館改修事業は地域活性化債で30%、道路整備事業については公共事業等債で22.2%、公営住宅整備事業については交付税算入はありません。消防施設機動備品購入事業は、緊急防災減災事業債としまして70%、防災施設整備事業の緊急防災は70%の算入、防災対策は防災対策債30%、義務教育施設整備事業（高岡小学校プール）は緊急防災減災事業債70%、社会教育施設整備事業（エルデホール）、給食センター整備事業とも、地域活性化債を充てまして、30%の算入となっています」との答弁がありました。

歳出におきましては、総務費では、「防犯灯は現在何基で、平成30年度予算で設置工事を何基、修繕等を何基予定しているのか。また、LED化は進んでいるのか」との問いに対し、「現在の防犯灯の基数は603灯です。平成30年度の設置予定としては14灯を、整備等につきましては12灯を見込んでいます。設置場所については要望のある大門鍛冶屋線、また、自治会等や通学路の

関係で要望等が上がってきたところについて、検討の上、設置をしていくと考えています。LED化については、3年計画で進めており、平成30年度は2年目となります。」

また、「妖怪造形コンテストはあと何回くらい続けられる予定であるのか」という問いに対し、「平成30年度で第5回妖怪造形コンテストを行います。基本的には、平成30年度をもって終了を、それ以降については、地方創生推進交付金の兵庫版ができたときに、福崎町にとってどのような対応が一番ふさわしいか検討をした上で考えていきたいと思っています」との答弁がありました。

民生費では、巡回バスについて質疑があり、「巡回バスについて、補助金は、巡回バス運行補助金2,200万円と、大学バス有償旅客運送運行補助金100万円、市町間連携コミュニティバス運行補助金100万円、全部で2,400万円となっています。平成29年の予算と比較しまして、600万円程度の増となっています。事業については、現在、神姫バスと神崎交通にお願いしており、変更の予定はありません。バスを1台新たに購入しますが、その金額についても巡回バス運行補助金に含まれています。平成30年10月から、川西地区は奇数日の運行から毎日運行へ、川東地区は偶数日運行から月・水・金・土曜日の週4日運行へ変更します。また、市川町と連携し、市川町役場までの相互運行をしつつ、連携バスの空き時間を利用し、川東地区に買い物バスを走らせる予定をしております」との答弁がありました。

また、「福崎幼稚園駐車場整備工事では何台程度の車の駐車が見込まれるのか。また、田原幼稚園施設改修費の中身は」との問いに対し、「福崎幼稚園駐車場整備工事では40台程度の駐車台数を見込んでいます。田原幼稚園施設改修については、増加するゼロから1歳児の保育に関する要望に応えるため、田原幼稚園の改修を実施します。内容としては、1歳児が使用する部屋を増やすために間仕切りの変更、トイレの改修、シャワーパンの設置などです」との答弁がありました。

衛生費では、「子どもと高齢者のインフルエンザ予防接種委託料が計上されているが、それぞれ何人くらいの予定をしているのか」という問いに対し、「子どもについては2,851人、高齢者については3,380人を見込んでいます。学校にも協力をいただいてチラシを配布したり、広報ふくさきで呼びかけたりするなど、広報に努めてまいります」との答弁がありました。

農林水産業費では、「不作付地耕作支援金とは」という問いに対し、「平成30年度から新しく事業として予定させていただいているもので、3年以上農作物をつくっていない農地に水稻を作付した農業者に、1反当たり1万5,000円を支払って不作付地の解消を図ることを目的とした事業です。」

また、「山崎地区ほ場整備調査設計委託料が計上されているが、予定のスケジュールは」という問いに対し、「平成30年度から平成31年度、概要設計と調査設計を、平成32年度に地元の同意を得て事業採択申請を、平成33年度から詳細設計に入って、平成34年度から工事に着手するという予定で進めています」との答弁、また、「ため池整備事業費の測量調査設計委託料7,600万円の中身は」という問いに対し、「板坂奥池と大門大年谷池耐震診断で5,700万円、ため池一斉点検で700万円、八千種の権現井堰の調査に1,300万円を予定しています。」また、「高岡福田地区ほ場整備事業の総事業費や負担割合、面積、現在の進捗状況は」との問いに対し、「全体事業費は9億9,000万円で、負担割合は国の補助が50%、県が27.5%、町が11.

25%、地元が11.25%、人・農地プランにおいて地域の担い手として営農組合や認定農業者を設定しており、その方々に面積の85%以上を集積していただくと、地元負担の11.25%が事業後に返ってくるということになっており、面積が45ヘクタールで、地域は、板坂、桜、長野、神谷、福田です。福田については、この3月に営農組合を設立していただいております。桜、長野、神谷については、それぞれの集落の持っている農地の面積が小さく、一つの営農ではなかなか効率的な経営ができないということで、3地区でまとまって営農組合を設立し、そこで効率的な経営を行うため、協議や3地区営農の準備などを進めております」との答弁がありました。委員から、「随時、全体像と現在の進捗状況を委員会等で報告してもらいたい」との意見がありました。

商工費では、「観光PR動画の制作をひょうご森のまつりに間に合わせることはできないのか」という問いに対し、「前回も観光関係のPR動画をつくらせていただいたが、かなりの時間と検討を要しました。また、国の補助等も使わせていただく形になっておりますので、業者選定から進めるとかなり時間がかかるので、できるだけ早期の制作を進めてまいります」との答弁がありました。

また、「〇〇まるしえや妖怪ベンチ、PR動画、町外から観光に来てもらうためには福崎町にしかないオリジナリティーが非常に大切になってくる。観光振興においては、何かの枠にとらわれないような発想を持っていただきたいと思う」という意見に対し、「観光協会の自立を目指した取り組みをしてまいります」との答弁がありました。

土木費では、橋梁改修、公園管理、空き家対策などについての質疑がありました。

消防費では、「機能別消防団ほどの程度の組織と活動を計画されているのか」との問いに対し、「平日昼間の火災発生時における初期消火、消防団の後方支援、本団付の組織の形を考えています」との答弁がありました。

教育費では、「英語指導助手の活動範囲、また、平成30年度の変更点はあるのか」との問いに対し、「指導要領の改訂により平成32年度には小学校3、4年生から英語の学習が始まりますが、福崎町では2年先駆けて先行実施し、平成30年度から小学校3、4年生の英語教育にもALTに携わっていただくよう変更し、福崎町の英語教育のレベルの高さを示したいと考えています」との答弁がありました。

また、「高岡小学校のプール改修工事の入札、契約はされたのか。水泳の時期には間に合うのか」との問いに対し、「既に入札は実施済み。プールの時期には間に合うというふうに考えています」。

また、「中学校の施設修繕費の中身は」との問いに対し、「西中学校では長尺シートの張りかえ、技術棟の雨漏りの修繕、生徒玄関マットのふき替え、放送機器の入れ替えなどを予定しています。東中学校では2階生徒用トイレ男女1基ずつの洋式化、プールシャワー施設の設置、放送設備の更新などを予定しています」。

また、「小・中学校における不登校・学習支援対策として、不登校相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど、それぞれの仕事の中身は」という問いに対し、「不登校相談員のぞみ学級指導員は、学校に行きたくても行けない子どもが、学校ではない別の場所で勉強したいときに、指導に当たる指導員です。現在1名置いています。ただ、現在は利用者がいませんので、福崎小学校のほうに配置しています。不登校児童生徒指導専門員は、月に1回、親の会として、保護者と学校の先生、相談員が一堂に会して悩みを相談

し合う場を設けています。そこにお招きしている講師の先生です。スクールカウンセラーについては、県から3名、3校に配置していただいておりますが、それぞれの方が、もう1校、連携校というのを持っておりまして、1人のスクールカウンセラーが二つの学校を受け持っています。主に、対個人といいますか、対人に対する支援を行っております。臨床心理士の資格を持っており、生徒の悩みを聞いたり、保護者、教員の悩みを聞いたりして対応に当たっております。特別支援学級の介助員は、身体的にですとか、特徴があって、席にずっと座っているのはしんどいような子どもの身の介助に当たる町費のアルバイト職員です。学習支援員については、こちらも町費のアルバイト職員ですが、教員免許を持った者が、主に子どもの学習支援に当たっております。教員と一緒に授業に入るなど指導に当たっています。スクールソーシャルワーカーについては、スクールカウンセラーとは少し違って、対個人というよりは、面的な支援として、個人を中心にした保護者や家庭環境、地域の実情などを全て網羅的に鑑みて、経済的な支援が必要であったら、こちらの相談機関につないでいく、障害によるものであれば医療機関につないでいく、さまざまな相談機関につないでいく仕事をしています。平成29年度には1名の配置となっていました。平成30年度は拡充し、2名置かせていただいて、各中学校を網羅しようという形になっています」との答弁がありました。

続いて、議案第15号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、委員から、県営化による変更点、標準保険料率、被保険者数の推移、保険事業費についての質疑がありました。

また、「今年度から都道府県営化というふうに、大きく制度が変更になる年で、非常に注目をされているところです。国会等でもいろいろ議論を尽くされてきたわけですが、そういう中で国としてもこの制度変更で、そのための値上がりということにならないようにという、そういうふうな表明を何回となくやっている、そういう状況でありながら、福崎町において、基金を1,500万円取り崩してもなおかつ1世帯当たり1万5,000円ぐらいに値上げになるという予算となっている。国民健康保険の加入者の生活実態から言えば非常に大幅な引き上げになり、その面では、国、県、町のさらなる努力が求められるところだというふうに思うことから、賛成できない」という意見がありました。

続いて、議案第16号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員から、「低所得者軽減の対象が拡大するということだが、対象者はどれくらいになるのか」という問いに対し、「平成30年度予算では、2割軽減を282人、5割軽減を291人と見込んでいます」との答弁がありました。

続いて、議案第17号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計予算については、委員から、「地域支え合い会議の中で高齢者とは何歳以上であるのかという質問をしたら70歳以上であるという答弁があった。普通、高齢者は65歳以上であると認識していると思うのだが、どういうふうに理解すれば」との問いに対し、「一般的には65歳以上というのが高齢者の位置づけです。現在、見守り活動を実施しており、地域の民生委員の協力をいただきながら福祉表をつくっています。弁当の配布をする際も70歳以上と決めていますので、そういう点から70歳以上というような答弁があったのだと思います」とのことでした。

続いて、議案第18号、平成30年度福崎町水道事業会計予算については、委員から、「特別職である公営企業管理者については、予算上のどこに反映され

ているのか」との問いに対し、「水道事業の営業費用、総係費に計上していません。」

また、「水漏れについては指定業者で工事しなければ還付対象にはならないということであるが、漏れている際は家庭で緊急対応をすることになる。指定業者でなくても漏れていたことが証明できるものがあればよいという方向で考えるべきではないか」という問いに対し、「現在は町の指定工事店で直してもらわないと還付できないというふうになっています。そもそも給水工事については指定工事店でしか工事ができないというふうに決まっていますが、他市町を調べ、そういった対応についても検討していきたいと考えています」との答弁がありました。

また、「経営戦略はどの程度の」という問いに対し、「経営戦略は中長期的な経営の基本計画を策定するというもので、国からの通達により、平成28年度では下水道事業会計の策定をしたところです。国は平成32年度までに策定率1000%という目標が掲げています。現在としては、資産の老朽化に伴う更新期の到来、また、人口減少に伴う料金収入の減少が予想されている中で、どういった形で今後の経営をしていくのかというところで、期間としては10年間の見込みを立てていこうとしています。平成27年度で作成した財政計画をもとに、変動したところ等を加味しながら計画を策定していきたいと考えています」との答弁がありました。

続いて、議案第19号、平成30年度福崎町工業用水道事業会計予算については、委員から、「企業個々の契約水量の見直しをしてきたところはあるのか」という問いに対し、「平成28年度は80トンから50トンに見直したところが1社、平成29年度には300トンから200トンに見直したところも1社ございます」との答弁がありました。

続いて、議案第20号、平成30年度下水道事業会計予算について、委員から、「川すそ雨水幹線はどこまでの工事を予定しているのか。また、それぞれ何年程度かかるのか」という問いに対し、「工事は播但連絡道路、福崎南ランプの東までを予定しています。現在の工事箇所から播但連絡道路の側道の西側まであと二、三年、そこから福崎南ランプのところまでは4年程度かかるのではないかと考えています。」

また、「直谷第2雨水幹線の今後のスケジュールは」という問いに対し、「平成30年度で下水道事業計画にこの路線を計上する予定で、その後、詳細設計や地元への説明を。用地の協力も必要になってまいりますので、それが全て終了した後、工事で3年程度かかるのではないかと」との答弁がありました。

審査の結果、議案第14号、議案第16号から議案第20号については全員賛成で、議案第15号については賛成多数で、原案のとおり可決いたしました。

最後に、委員各位には、ご精励を賜り、慎重審議の結果、適正妥当なる結論を得ましたこと、深くお礼を申し上げます。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 予算審査特別委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。次に、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、木村委員長。

木村総務文教 失礼します。

常任委員長 総務文教常任委員会に付託された議案の審査の結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託された議案は4議案であり、3月13日に慎重に審議いたしました。質疑があった主な議案について、補足説明をいたします。

まず、議案第1号について、委員から、町が加入している保険の種類と内容、掛金の金額の質疑があり、「自動車共済保険と総合賠償保険に加入している」とのこと。「自動車共済保険は、車両、対物、対人無制限のもので、総合賠償保険の掛金は208万4,000円を29年度計上しており、町民1人当たり91,8円掛けていることになる」との答弁がありました。

次に、議案第7号について、委員から、「病児・病後児保育事業の中で、確保方策の内容で広域での実施ということであるが」との質疑がありました。理事者側から、「神河町の神崎総合病院の改築が行われる中で、病児・病後児保育事業を神崎郡3町と朝来市を視野に入れ、行っていくという考えを持っておられる。当町としては、お声がけをいただいて、一緒に加わっていくという考えである」との答弁でした。

第8号議案について、農林水産業費県補助金、農業費補助金、条件不利農地集積奨励補助金31万円の説明を求めました。理事者から、「平成29年4月1日から適用されたもので、改正されています。条件不利農地集積奨励事業実施要領が変わり、今までは中山間地域を有する地域において、ほ場整備のされていない農地を集約した場合に補助金が出ていたが、4月1日からは中山間地域を有しなくても、農地を集約すれば補助金が出る制度に変わっている。当町においては、対象面積が152アール出ており、31万円の補正をしている」との説明でした。

また、委員から、「衛生費、保健衛生費、予防費委託料について、全国的に今年はインフルエンザがはやった年であったが、当町はインフルエンザの予防接種補助もあり、今年は学級閉鎖が非常に少なかったように思うが、前年度と比べ、どれぐらい下がったのか」との質疑に対し、「昨年度までは年間7件程度であり、今年度学級閉鎖は4件でした。今年はA型とB型がはやるという過去になかったような状態の中で、中播磨地域の中でもかなり抑えられたほうではなかったかという印象です」との答弁でした。

以上、本会議において、当委員会に付託された議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度福崎町一般会計補正予算（第5号））、議案第3号、福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号、福崎町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、議案第8号、平成29年度福崎町一般会計補正予算（第6号）についての4議案は、慎重審議の結果、全て原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましても、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、総務文教常任委員会からの報告を終わります。

議 長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようでございますので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結します。

次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

(書記朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、前川委員長。

前川民生まちづくり
常任委員長 3月6日の本会議において、民生まちづくり常任委員会に付託を受けました
議案審査について、審査結果は事務局朗読のとおりですが、若干の補足説明
をさせていただきます。

まず、議案第4号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
については、特に質疑はありませんでした。

議案第5号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、「なぜ保険
料が増額となるのか」との質疑に対し、「給付費が伸び続けているという状況
が一番の原因です。保険料については、第6期と同様に、所得に応じて10段
階で設定し、偏らないよう対応しています」との回答がありました。

議案第6号、第7期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定につ
いてでは、町内の事業所の認定や監査について、また、高齢化に対する町の考
え方についてなどの質疑がありました。

議案第9号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3
号)については、療養給付費などの支出の実績について、また、徴収率につ
いてなどの質疑がありました。

議案第10号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第
3号)については、徴収率について、また、保険料についてなどの質疑があ
りました。

議案第11号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
については、特に質疑はありませんでした。

議案第12号、平成29年度福崎町水道事業会計補正予算(第3号)、及び議
案第13号、平成29年度福崎町下水道事業会計補正予算(第3号)につ
いては、それぞれ支出の減額理由についてなどの質疑がありました。

議案第21号、福崎町道路線の廃止及び認定については、特に質疑はありま
せませんでした。

審査の結果、いずれの議案についても、全員賛成をもって原案のとおり可決す
べきものと決定いたしました。

以上、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結します。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について、委員長に報告を求めます。

民生まちづくり常任委員会、前川委員長。

前川民生まちづくり
常任委員長 民生まちづくり常任委員会、開会中の所管事務調査報告を行います。

民生まちづくり常任委員会から、議会開会中に行いました所管事務調査につ
いて報告をさせていただきます。

委員会は、3月14日に開催いたしました。調査の結果報告につきましては、

配付しております委員会調査報告書のとおりですが、特に補足すべき事項について、説明をさせていただきます。

まず、株式会社トッパンパッケージプロダクツからの公害防止協定に基づく協議について、全員賛成で許可をすることに決定しました。

次に、地域振興課から報告のあった妖怪ベンチについては、3月19日（月）に、役場前にベンチを集め、お披露目をした後、各店舗に運搬し、設置することでした。なお、妖怪ベンチの位置を記したウォーキングマップは地域振興課の作成したものであるとのことでございます。

妖怪ベンチについては、各店舗に管理してもらうよう協定を結び、店舗前の道路が狭い場合においても、ベンチが公道に出ないように指導するとのことございました。

以上で、民生まちづくり常任委員会からの報告を終わります。

議 長 次に、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備 福崎駅周辺整備対策特別委員会からの報告をいたします。

対策特別委員長 委員会は3月15日に会議を開催し、福崎駅周辺整備室の報告を聞き、質疑と意見交換をいたしました。

要点は報告書に記載のとおりでございます。内容を若干触れてみますと、事業の進捗状況であります。12月8日現在の用地取得状況で、契約件数は69筆中66筆、取得完了が61筆と増加しています。

町道福崎駅田原線の事業認定手続は2月13日、兵庫県告示115号で事業認定がされたとのこと。今後は、土地収用への申請を進めていくとのことあります。

工事及び業務委託進捗状況についても、資料により報告を受けました。

駅周辺道路整備工事、あるいは都市再生事業道路整備工事など、数件は工期が延長となるそうです。現場では輻湊した工事になりますが、工程管理初め、工事内容がよいものになるようにとの意見も出されております。

駅前の信号機設置の努力を求める意見も出されております。

福崎警察と中播消防署による救助訓練が行われます。また、県道甘地福崎線の湯口踏切以北の道路工事に係る地元説明会が県により行われるとのことでございます。

以上です。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は10時45分とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇

休憩 午前10時26分

再開 午前10時45分

◇

議 長 それでは、再開したいと思います。

日程第4 討論・採決

議 長 日程第4は、討論・採決であります。

それでは、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度福崎町一般会計補正予算（第5号））の討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）

- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度福崎町一般会計補正予算（第5号））について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第1号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第3号、福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第3号、福崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第4号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第4号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第5号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第5号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第6号、第7期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第6号、第7期福崎町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第7号、福崎町子ども・子育て支援事業計画の見直しについての討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第7号、福崎町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第8号、平成29年度福崎町一般会計補正予算(第6号)についての討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第8号、平成29年度福崎町一般会計補正予算(第6号)について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第8号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第9号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第9号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第9号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第10号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第10号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第11号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についての討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第11号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第12号、平成29年度福崎町水道事業会計補正予算(第3号)についての討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第12号、平成29年度福崎町水道事業会計補正予算(第3号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第13号、平成29年度福崎町下水道事業会計補正予算(第3号)についての討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第13号、平成29年度福崎町下水道事業会計補正予算(第3号)について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第14号、平成30年度福崎町一般会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号、平成30年度福崎町一般会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第15号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

1 1 番 議案第15号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算に反対の立場を表明させていただきます。

国民健康保険は、国民皆保険の基本となっているものであり、国民健康保険法の第1条でも社会保障の精神が強調されております。全国的にも、当町でも、高齢化とそうして無職、非正規雇用などの低所得者層が多くなっています。他の被用者保険に比べて、病気になる率も高くならざるを得ず、社会保障としての役割がますます大きくなっていると言わねばなりません。都道府県営化は、市町村の枠を超えた助け合い事業にしようとするものであります。福崎町の場合、これまで、健康づくりの努力を重ね、結果として1人当たり医療費は県下でも低い水準になっております。結果として、保険税も低い水準になっております。こんな自治体が、税の引き上げになるなどは、住民として納得のできるころではありません。

小さい自治体を助けるかのようなことが言われておりますが、これはうそといってよいものであります。国は世論や国会などでの質問に対し、初年度からの税の引き上げにならないようにとの表明をしてきました。そのための自治体の自主的な施策も認めたところであります。

本予算では、1世帯当たり約1万5,000円の増税と言われております。福崎町の場合、世帯構成は年間所得100万円以下が約70%であります。負担能力は限界に来ているといつてよいと思います。これまでの町と住民の努力を無視するものであり、納得できるものではありません。税率決定に当たっては、引き上げ中止を求め、討論といたします。

議 長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。ございませんか。

5 番 議案第15号について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険事業は、国民皆保険体制の基礎となる社会保証制度であり、高齢者や低所得者層を多く抱えていることも認識しております。このような厳しい状況を踏まえ、制度改正に伴う負担が急激に増えることは避けなければなりません。

しかし一方、これだけ医療費が増加していく状況の中、被保険者に適正な負担を求めていくこともやむを得ないのではと考えております。

予算案では、負担増について、基金を活用し、負担緩和を図るという方向が示されています。また、委員会の中の意見の中で、一般会計からの繰り入れ増の提案もありましたが、町全体で使える財源が決まっている中で、さらに一般会計からの繰り入れを増やし、税金を投入することについては、他の事業への影

響や国保に加入されていない方との公平性の観点から、慎重に議論すべき問題であろうと考えております。

5月には、いよいよ税率改正の検討がされていくことと思います。税率の設定においては、町長は予算委員会で、平成29年度決算状況や、国、県の動向を踏まえ、検討するとおっしゃっていましたが、加入者に係る負担増について十分配慮、説明し、慎重に取り組んでいただくことを期待し、賛成討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議 長 ほかに討論はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

議案第15号、平成30年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第16号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号、平成30年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第17号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号、平成30年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定しました。

次、議案第18号、平成30年度福崎町水道事業会計予算についての討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号、平成30年度福崎町水道事業会計予算について、本案に対する

予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第19号、平成30年度福崎町工業用水道事業会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第19号、平成30年度福崎町工業用水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第20号、平成30年度福崎町下水道事業会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第20号、平成30年度福崎町下水道事業会計予算について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決定しました。
次、議案第21号、福崎町道路線の廃止及び認定についての討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第21号、福崎町道路線の廃止及び認定について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第21号については、原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程 追加議案の上程、討論、採決

議 長 お諮りいたします。議事日程の追加でございます。
決議第1号が議長宛てに提出されております。よって、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、決議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。
決議案配付のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前11時08分

再開 午前11時10分

◇

議 長 再開します。

それでは、決議第1号、2025年日本万国博覧会の大阪・関西誘致に対する決議について、事務局に朗読させます。

(事務局朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本決議案に対する説明を議会運営委員長に求めます。

河 嶋 議 会 決議第1号、「2025年日本万国博覧会」の大阪・関西誘致に対する決議に
運 営 委 員 長 ついて、提案の理由を説明いたします。

決議書の内容については、ただいま事務局が朗読したとおりであります。我が国は2025年国際博覧会の開催国に立候補し、命輝く未来社会のデザインをテーマに、関西地域の大阪府を会場として開催することを目的としております。国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、日本の歴史・文化の原点である関西のすばらしさを、世界の人々に理解してもらい、関西全体の観光文化交流の促進につながることを期待されています。

現在、大阪府、大阪市が中心となって運営する誘致実行委員会が、国内及び関西圏域における誘致機運を醸成するため、当該決議の協力依頼をされており、兵庫県町議会議長会からも、各町の議会において、決議の検討を依頼する文書が届いております。

これらを受けて、2月23日の議会運営委員会において、協議を行ったところ、決議すべきとの結論に至り、このたび、決議第1号を提出したところであります。

なお、県内の状況については、兵庫県議会及び兵庫県町村会が決議されております。

以上、決議第1号の提案理由の説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 以上で、本日、追加議案として上程されました決議案の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

決議第1号、「2025年日本万国博覧会」の大阪・関西誘致に対する決議について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上で、追加議案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論・採決に入ります。

決議第1号、「2025年日本万国博覧会」の大阪・関西誘致に対する決議についての討論を行います。討論はありませんか。

1 2 番 決議第1号、「2025年日本万国博覧会」の大阪・関西誘致に対する決議案に反対する立場から討論を行います。

日本共産党は、国際博覧会、通称万国博覧会について、世界の課題や解決方法を提言し、交流しようとする理念そのものに反対していません。しかし、本議会に上程された、2025年に万国博覧会を大阪・関西に誘致する決議案には、以下の問題点から、賛同できません。

その第1は、この決議案には触れられていませんが、この万博誘致構想が具体的には大阪の埋立の人口島、夢洲で統合型リゾート（IR）と称して、カジノを万博とセットで誘致しようとしていることでもあります。カジノは、刑法で禁じられた賭博で、他人の不幸の上に成り立つビジネスです。これがもたらすのは、ギャンブル依存症の拡大や家庭崩壊、さらに、不法集団の暗躍などです。決して、成長戦略として位置づけられるものではありません。韓国では犯罪、勤労意欲の減退、家族離散など、地域社会の重大な問題となり、カジノによる経済損失は、経済効果の4.7倍の、年間7兆7,000億円にのぼるという試算もあります。

日本は既に500万人を超すギャンブル依存症大国です。ギャンブル依存症対策を言うなら、カジノ誘致はやめるべきです。予定地の夢洲は、埋立完了後に390ヘクタールの人口島となり、100ヘクタールを万博会場、約70ヘクタールをカジノを含む統合型リゾート用地にし、万博終了後も統合型リゾート地を国際観光拠点として存続させることを、大阪市長は議会答弁しています。

第2に、会場予定地は、大型プロジェクトの大阪湾の埋立地。夢洲は、咲洲、舞洲とともに、ゼネコン型巨大開発で、大阪湾ベイエリア開発計画で、これは、大阪府の負の遺産、マイナスのほうの「負」であります。の遺産と広く評価されています。府庁移転を叫んだ当時の橋下徹府知事が、咲洲の旧WTC、旧世界貿易センタービルを購入し、咲洲開発の起爆剤にしようとしたましたが、東日本大震災を通し、このビルが防災拠点として耐えられないことが明らかとなり、二重府庁舎の重しとなったままであります。専門家は、近い将来南海トラフ地震が予測されるもとの、地震が起きれば液状化し、津波にのみ込まれるおそれのある夢洲での万博開催に警鐘を鳴らしています。

反対の第3は、その費用と財源問題です。大阪府の基本構想案では、会場建設費は1,200億円から1,300億円。運営費は690億円から740億円とし、会場建設費は、国と自治体、関西財界が3分の1ずつ負担するとしています。これ以外に、万博会場に不可欠な用地や鉄道等を整備する関連事業費が730億円とされています。入場者数を3,000万人と見込んでの入場料収入を予定していますが、これについても、積算根拠が明確でないことも指摘されています。

3点にわたって、本決議に賛同できない理由を述べましたが、とりわけ、カジノ誘致と一体ということが前提となっている大阪夢洲への万博誘致につながるものが明確になっていることから、本決議案には以上の事柄により、賛成することはできないのであります。

以上をもって、本案への反対討論といたします。

長 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

番 私は、「2025日本万国博覧会」の大阪・関西誘致に対する決議に賛成する立場から討論をさせていただきます。

万国博覧会は、人類が抱える地球規模の課題に対して、世界からの知恵を集め、解決する方策を提言する場であり、世界と日本の平和的発展に大きく寄与することが期待されています。2025大阪万博は、命輝く未来社会のデザインをテーマとし、日本、関西、大阪で開催する意義として、未来社会で鍵となる、科学技術力、利他精神などの文化がある多様な価値に対して寛容である、自然災害を乗り越え、自然と共生した持続可能な社会を提示していることが挙げられています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック、2021年ワールドマスターズゲームズ関西などの国際的な大会の理念と成果が、2025日本万国博覧会に引き継がれ、次世代への資産となり、関西、日本のさらなる発展につながるものが大いに期待されています。

よって、「2025日本万国博覧会」の大阪・関西誘致に対する決議について、賛成すべきと考えます。

以上、「2025日本万国博覧会」の大阪・関西誘致に対する決議の賛成討論とさせていただきます。議員の皆様におかれましては、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ほかに討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これより採決を行います。

決議第1号、「2025日本万国博覧会」の大阪・関西誘致に対する決議について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、決議第1号、「2025日本万国博覧会」の大阪・関西誘致に対する決議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 閉会中の所管事務調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出であります。

各委員長からそれぞれ所管事務調査の申し出が議長宛てに提出されております。それぞれ申し出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申し出については、それぞれ申し出のとおり許可することに決定しました。

以上で、第477回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。

よって、本定例会を閉会することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

第477回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会は3月2日に招集され、本日までの25日間にわたり、本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、まことにありがとうございました。

平成30年度当初予算を初め、本定例会に提出されました全ての案件については、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても、格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この間、理事者の皆様方には、資料の作成を初め、議会の審議における協力に対し、敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

閉会に当たりますて、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第477回福崎町議会定例会を終えるに当たり、お礼を含め、一言ご挨拶を申し上げます。

三寒四温を繰り返しながら、春らんまんの好季節を迎えました。3月2日に上程いたしました報告3件、議案22件の計25件の協議をしていただき、さまざま

まな角度からの意見が出てまいりました。理事者側の我々と平素から直接的に住民の意見を聞いておられる議員の皆様とでは、随分考え方が違うのだと再認識させられた思いであります。

上程いたしました議案２件とも、賛成の結論をいただき、心よりお礼を申し上げます。

国におきましては、制度が大きく変えられています。とりわけ、介護、医療の予算の増加が予想される中、将来の見通しの上に立っての改正があり、国民健康保険事業の保険者が都道府県化されました。本会議、委員会とも答弁させていただきましたように、歳出の保険給付は変えることはありませんが、歳入におきましては、所得が確定する５月の本算定を目途に、基金活用を検討してまいります。一般会計からの繰り入れにつきましては、一般会計の町政需要からは難しいのではと考えているところであります。

一定の結論をいただいたわけでありまして、訪れやすく、住みやすい町福崎のＪＲ福崎駅周辺整備につきましては、最終年度を迎えます。人の交わりを含め、にぎわいを取り戻すには、地元及び商工会の力、能力を生かしながら、検討を加えることとしています。一挙に活力があふれるとは思っていませんが、できる努力は力いっぱい頑張らせていただきます。

今後におきましても、農・商・工とバランスのとれたまちづくりを目指してまいります。少子高齢、人口減少時代を迎え、本町におきましても、大きく影響を受けることとなります。安全・安心のまちづくり、及び、財政健全化は、財政調整運営の基本であります。国、県の動向を注視しながら、財政調整運営をしてまいります。

本定例会におけます分野につきましては、まことにありがとうございました。

議

長 それでは、以上をもちまして、閉会したいと思います。

閉会 午前 11 時 31 分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成30年5月

福崎町議会議長 高 井 國 年

福崎町議会議員 木 村 いつみ

福崎町議会議員 山 口 純